

（経済産業省関係産業競争力強化法第十二条の規定に基づく省令の特例に関する措置を定める省令の一部改正）
 第八条 経済産業省関係産業競争力強化法第十二条の規定に基づく省令の特例に関する措置を定める省令（平成二十六年経済産業省令第二十四号）の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下この条において同じ。）に傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>経済産業省関係産業競争力強化法第十一条の規定に基づく省令の特例に関する措置を定める省令</p> <p>（産業車両の燃料装置用として圧縮水素を充填するための容器に係る容器保安規則の特例） 第二条 法第二第三項に規定する新事業活動を実施しようとする者（以下この条及び次条において「新事業活動実施者」という。）が、産業車両の燃料装置用として圧縮水素を充填するための容器に係る新事業活動計画に従って新事業活動を実施するに当たり、当該新事業活動計画が法第九条第一項の認定を受けた場合であつて、当該認定を受けた新事業活動実施者が安全を確保するために次に掲げる全ての措置を講ずる場合には、当該認定の日以後は、当該新事業活動実施者が当該新事業活動において使用する燃料装置用として圧縮水素を充填するための容器（以下この条において「当該燃料装置用容器」という。）を容器保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十号）第二条第十三号の圧縮水素自動車燃料装置用容器とみなす。この場合において、同令第二条第十号中「圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器」とあるのは、「圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器」と読み替え、同令第八条第四号の二に掲げる圧縮水素自動車燃料装置用容器の区分を表示する記号は「VH1」とする。 一〇七 〔略〕</p> <p>（容器再検査の方法に係る容器保安規則の特例） 第三条 新事業活動実施者が、高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第四十九條第一項に規定する容器再検査に係る新事業活動計画に従って新事業活動を実施するに当たり、当該新事業活動計画が法第九条第一項の認定を受けた場合であつて、当該認定を受けた新事業活動実施者が安全を確保するために次に掲げる全ての措置を講ずる場合には、当該認定の日以後は、当該新事業活動計画に係る容器再検査の方法をもって容器保安規則第二十五条第一項の告示で定めるものとみなす。 一〇五 〔略〕</p> <p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	<p>経済産業省関係産業競争力強化法第十二条の規定に基づく省令の特例に関する措置を定める省令</p> <p>（産業車両の燃料装置用として圧縮水素を充填するための容器に係る容器保安規則の特例） 第二条 法第二第三項に規定する新事業活動を実施しようとする者（以下この条及び次条において「新事業活動実施者」という。）が、産業車両の燃料装置用として圧縮水素を充填するための容器に係る新事業活動計画に従って新事業活動を実施するに当たり、当該新事業活動計画が法第十条第一項の認定を受けた場合であつて、当該認定を受けた新事業活動実施者が安全を確保するために次に掲げる全ての措置を講ずる場合には、当該認定の日以後は、当該新事業活動実施者が当該新事業活動において使用する燃料装置用として圧縮水素を充填するための容器（以下この条において「当該燃料装置用容器」という。）を容器保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十号）第二条第十三号の圧縮水素自動車燃料装置用容器とみなす。この場合において、同令第二条第十号中「圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器」とあるのは、「圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器」と読み替え、同令第八条第四号の二に掲げる圧縮水素自動車燃料装置用容器の区分を表示する記号は「VH1」とする。 一〇七 〔略〕</p> <p>（容器再検査の方法に係る容器保安規則の特例） 第三条 新事業活動実施者が、高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第四十九條第一項に規定する容器再検査に係る新事業活動計画に従って新事業活動を実施するに当たり、当該新事業活動計画が法第十条第一項の認定を受けた場合であつて、当該認定を受けた新事業活動実施者が安全を確保するために次に掲げる全ての措置を講ずる場合には、当該認定の日以後は、当該新事業活動計画に係る容器再検査の方法をもって容器保安規則第二十五条第一項の告示で定めるものとみなす。 一〇五 〔略〕</p>
<p>附 則</p> <p>この省令は、産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年七月九日）から施行する。</p> <p>○ 経済産業省令第四十号</p> <p>産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十六号）の施行に伴い、並びに中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成三十年七月六日）</p> <p>中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の一部を改正する省令</p> <p>中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（平成二十一年経済産業省令第二十二号）の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。</p>	<p>（法第十二条第一項の経済産業省令で定める事由）</p> <p>第六条 法第十二条第一項第一号の経済産業省令で定める事由は、中小企業者の代表者（代表者であつた者を含む。）の死亡又は退任に起因する経営の承継に伴い生じる事由であつて、次に掲げるものとする。</p> <p>一〇五 〔略〕</p>
<p>改 正 後</p> <p>（法第十二条第一項の経済産業省令で定める事由）</p> <p>第六条 法第十二条第一項第一号の経済産業省令で定める事由は、中小企業者の代表者（代表者であつた者を含む。）の死亡又は退任に起因する経営の承継に伴い生じる事由であつて、次に掲げるものとする。</p> <p>一〇五 〔略〕</p>	<p>改 正 前</p> <p>（法第十二条第一項の経済産業省令で定める事由）</p> <p>第六条 法第十二条第一項第一号の経済産業省令で定める事由は、中小企業者の代表者（代表者であつた者を含む。）の死亡又は退任に起因する経営の承継に伴い生じる事由であつて、次に掲げるものとする。</p> <p>一〇五 〔略〕</p>

経済産業大臣 世耕 弘成